

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

⑭66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況		<input type="checkbox"/> 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている → <input type="checkbox"/> (イ) 該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> (ロ) 上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → <input type="checkbox"/> (イ) 導入予定あり <input type="checkbox"/> (ロ) 検討中 <input type="checkbox"/> (ハ) 66歳以上まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> (ニ) 予定なし							
⑮常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
⑯過去1年間の離職者の状況（うち女性）		解雇等による45歳以上69歳未満の離職者数 (うち女性) 人 うち求職活動支援書を作成した対象者数 (うち女性) 人							
⑰過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）	(a) 定年到達者の総数 ((b)+(c)+(e))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f) 継続雇用の終了による離職者数			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）	(a) 定年到達者の総数 ((b)+(c)+(f)+(g)+(h))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 就業確保措置終了による離職者数
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
⑲過去1年間の経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b) 継続雇用終了者数（継続雇用の更新を希望しない者）			(c) 継続雇用者数（基準に該当し引き続き継続雇用された者）		(d) 継続雇用終了者数（基準に該当しない者）		
	(人)	(人)			(人)		(人)		
⑳過去1年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用状況（70歳までの就業確保措置関係）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b) 継続雇用等終了者数（継続雇用等の更新を希望しない者）			(c) 継続雇用等の対象者数（基準に該当し引き続き継続雇用等された者）		(d) 継続雇用等終了者数（基準に該当しない者）		
	(人)	(人)			(人)		(人)		
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職			氏名		

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年7月15日）